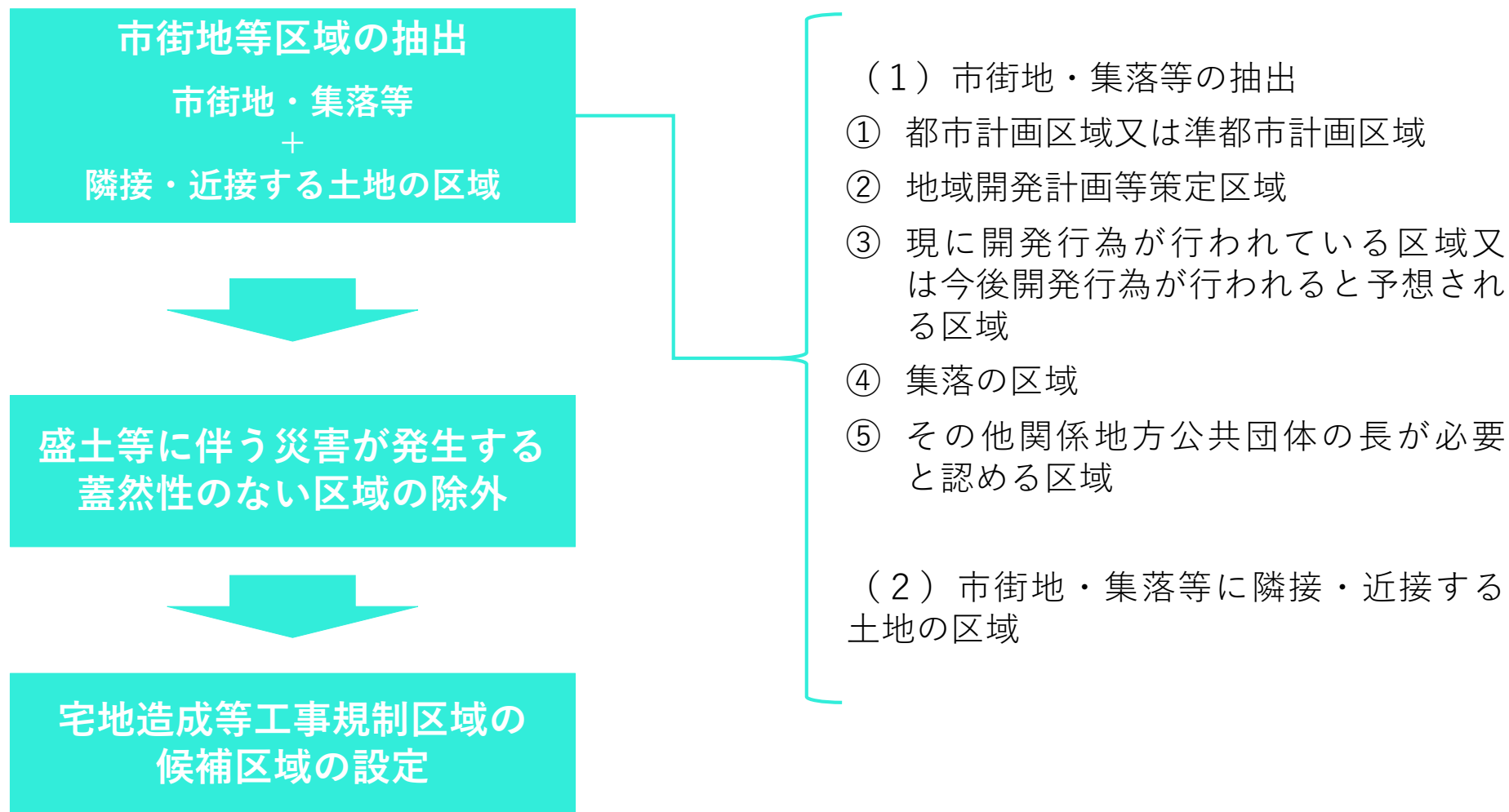


(1) 国の動向 | 宅地造成等工事規制区域の設定



宅地造成工事規制区域の検討フロー

(1) 国の動向 | 特定盛土等規制区域の設定

盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれ
特に大きいと認められる区域の抽出



盛土等に伴う災害が発生する
蓋然性のない区域の除外



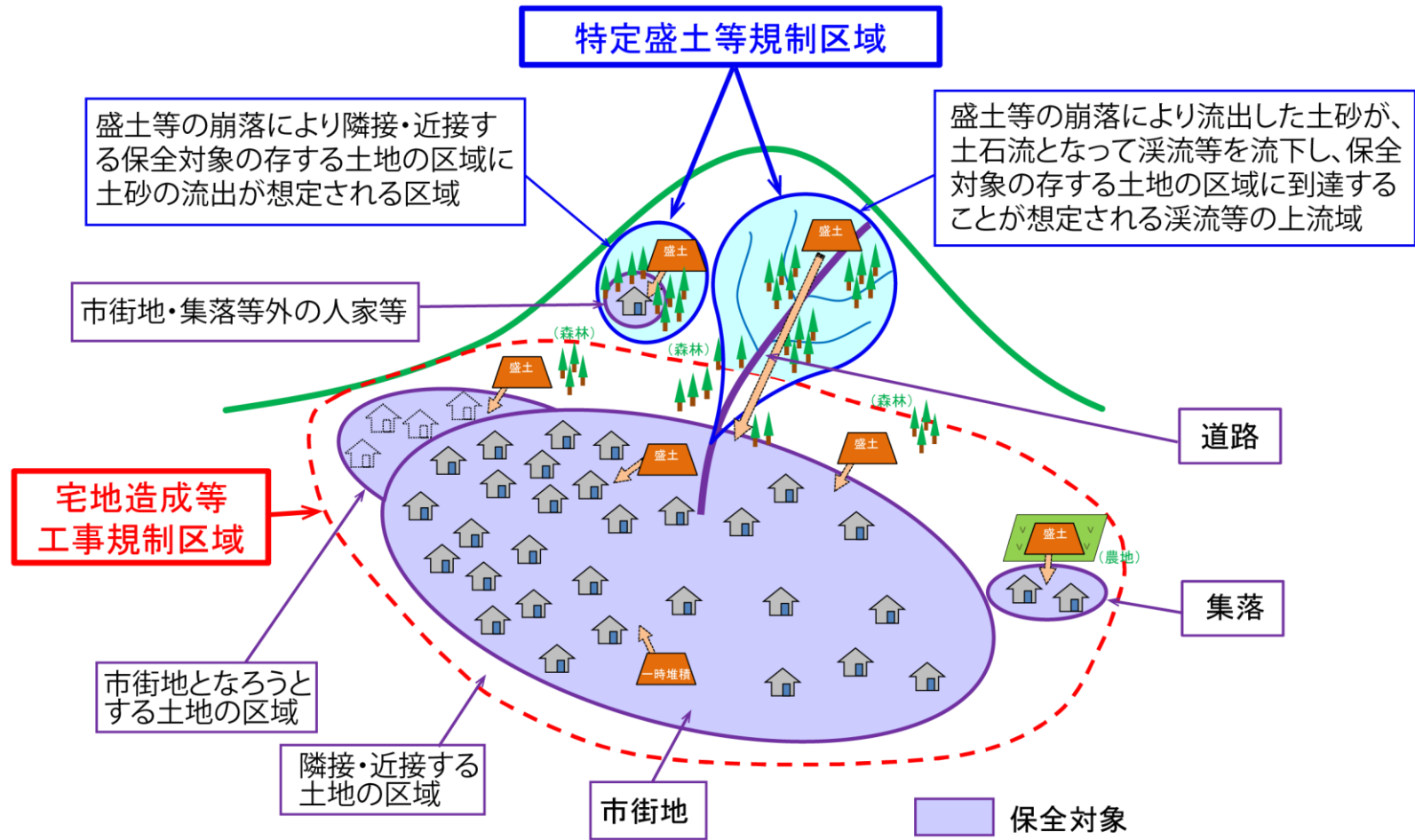
地形的条件等を勘案した宅地造成等工事
規制区域・特定盛土等工事規制区域の
候補区域の設定

市街地・集落等のほか、市街地・集落等以外の保全対象を抽出の上、以下を実施

- (1) 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域の抽出
- (2) 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域の抽出
- (3) その他の区域の抽出
土砂災害発生危険性を有する区域、過去に大災害が発生した区域等の抽出

特定盛土規制区域の検討フロー

(1) 国の動向 | 規制区域のイメージ



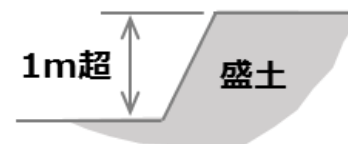
規制区域のイメージ

[基礎調査実施要領 (案) (規制区域指定編) 参考資料の図を加工して作成]

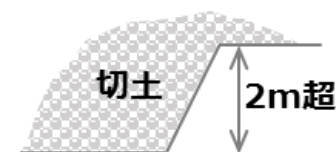
(1) 国の動向 | 宅地造成等規制区域における規制対象

土地の形質の変更（盛土・切土）

① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



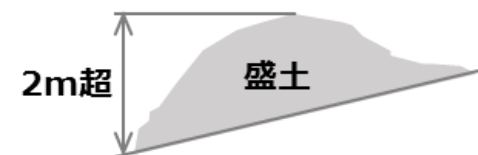
② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの
(①、②を除く)



④ 盛土で高さが2m超となるもの
(①、③を除く)



新設

⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500m²超となるもの
(①～④を除く)

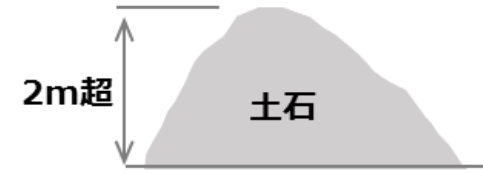


(1) 国の動向 | 宅地造成等規制区域における規制対象

土石の堆積（一時堆積）

⑥ 最大時に堆積する高さが2m超となるもの

新設



⑦ 最大時に堆積する面積が500m²超となるもの

新設

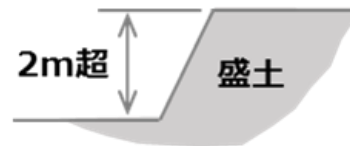


(1) 国の動向 | 特定盛土等規制区域における規制対象 (許可申請対象)

土地の形質の変更 (盛土・切土) 新設

※届出対象は宅造区域の許可申請対象に同じ

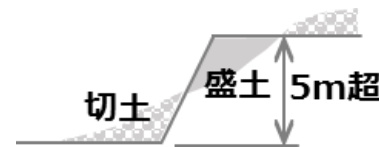
① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの



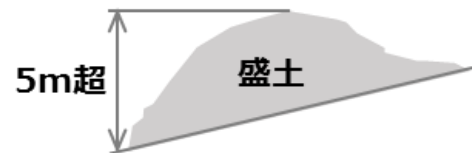
② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの



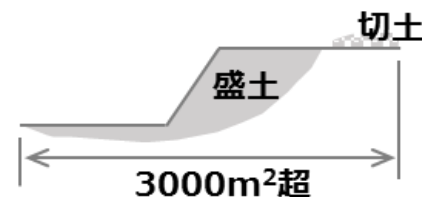
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの
(①、②を除く)



④ 盛土で高さが5m超となるもの
(①、③を除く)



⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000m²超となるもの
(①~④を除く)

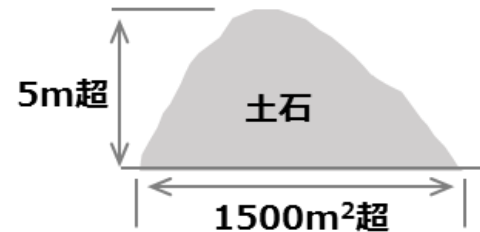


(1) 国の動向 | 特定盛土等規制区域における規制対象 (許可申請対象)

土石の堆積 (一時堆積) **新設**

※届出対象は宅造区域の許可申請対象に同じ

⑥ 最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500m²超となるもの



⑦ 最大時に堆積する面積が3,000m²超となるもの



(1) 国の動向 | 災害の発生のおそれがないと認められる工事

政令で定める許可不要工事（法第12条第1項ただし書）

- 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
- 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）
- 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
- 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
- 政令で定める工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

(1) 国の動向 | 災害の発生のおそれがないと認められる工事

■ 省令（案）で定める許可不要工事（法第12条第1項ただし書）

- 土地改良法：土地改良事業(農業用排水施設の新設等)等
- 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等
- 土壌汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等
- 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 高さ2m以下かつ面積500m²超の盛土又は切土であって、**盛土又は切土をする厚さが30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないもの**を行う工事
- **土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの**
- **工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの**

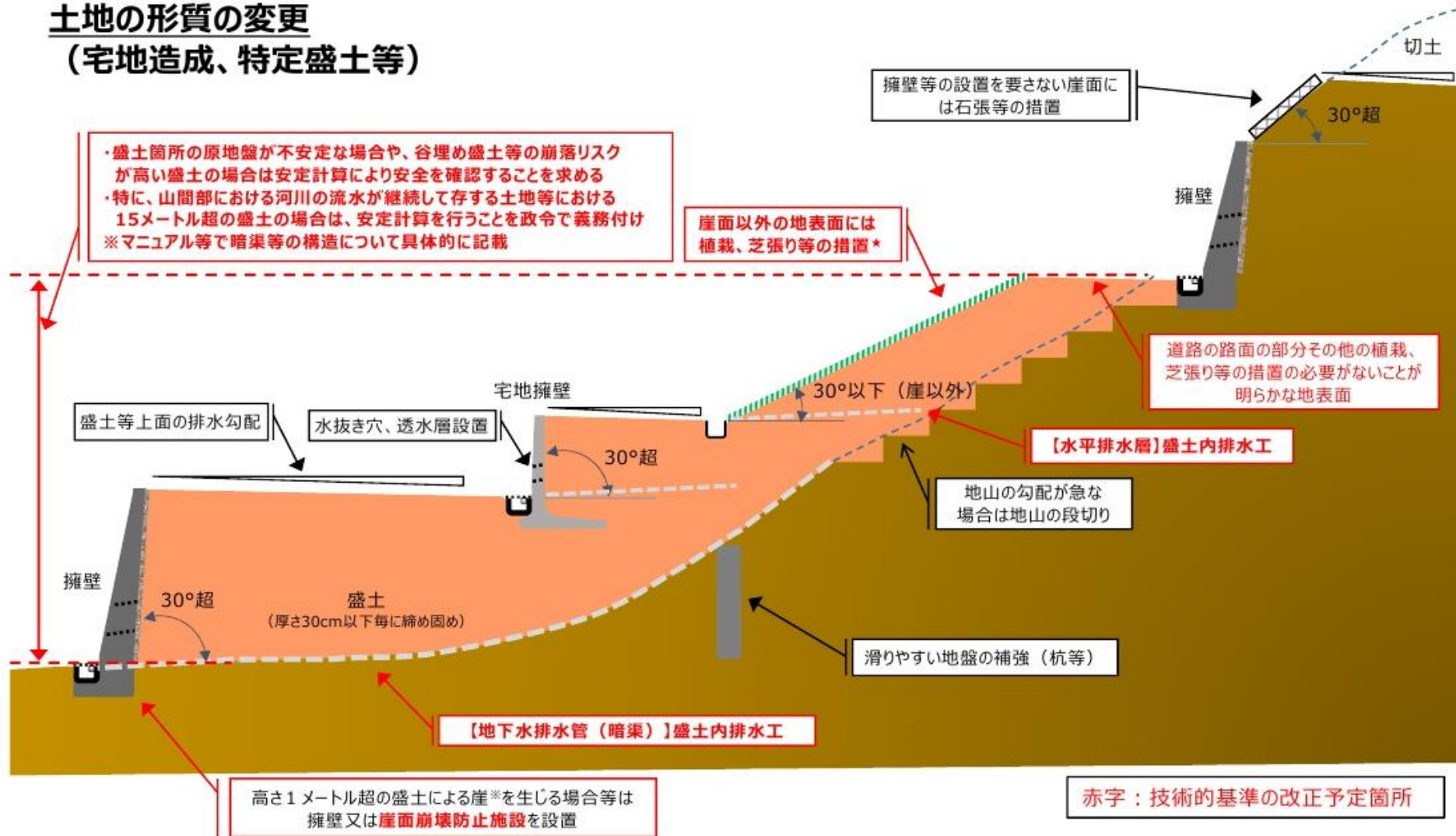
(1) 国の動向 | 公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業

■ 権利者の同意が不要な事業（法第12条第2項第4号）

- 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業
- 都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業
- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第2条第4号に規定する住宅街区整備事業
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第5号に規定する防災街区整備事業
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの

(1) 国の動向 | 土地の形質の変更の技術的基準(政令)全般の概念図

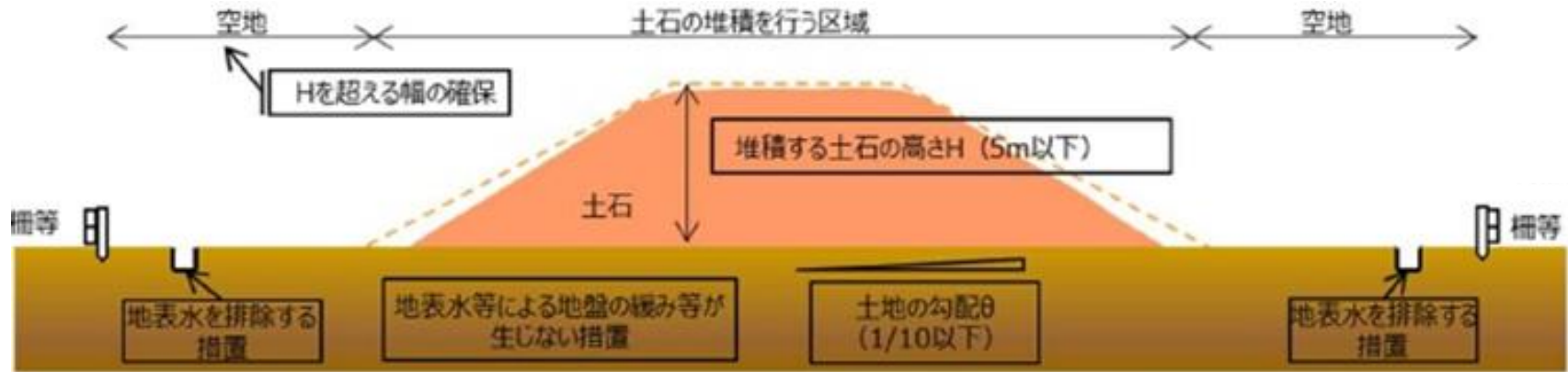
土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)



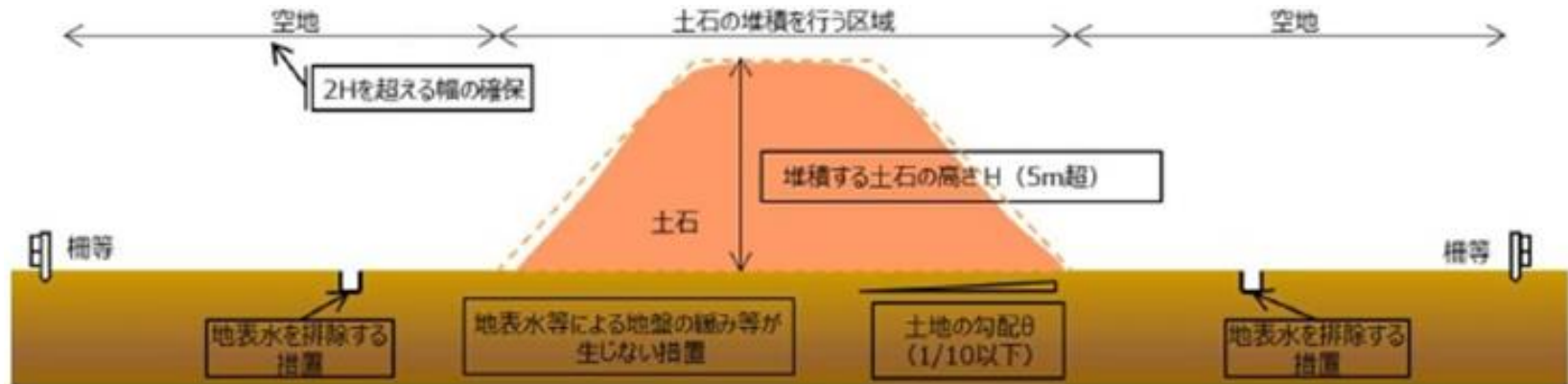
[引用] 盛土等防災マニュアル (案) 参考資料

(1) 国の動向 | 土石の堆積の技術的基準 (政令) 全般の概念図

堆積する土石の高さが5m以下の場合



堆積する土石の高さが5m超の場合



[引用] 盛土等防災マニュアル (案) 参考資料